

DBL (土器川軟式野球リーグ)

会則・諸規定集 (改訂版)

《 未来の芽 》

未来に何があるのでしょうか

未来は明るいのでしょうか

あるいは暗いのでしょうか

すべての人に未来は平等にあります

明るい未来を創造するには何をすれば良いのでしょうか

それは現実をしっかりと見つめ

正しい未来の芽を育ててゆくことではないでしょうか

未来へ伸びる —— 土器川軟式野球リーグ

土器川 リーグ

来季も 頑張ろう！



第1条 (名称と所在)

本会は 中讃地区軟式野球協議会(略称”中讃リーグ”、通称”土器川リーグ”)
とよび、中讃地域に事務所(事務局)を置く。(——以下、協会と記す。)

第2条 (目的)

協会は自由と平和、スポーツを愛する仲間たちの集いであり、野球競技を通じて 交流と心身の健康をはかり、地域のスポーツ振興に寄与する。
また協会は、相互扶助の精神にもとづき、仲間たちの暮らしと関係地域の明るく住みよいまちづくりに、一定の貢献を行う。

第3条 (活動)

軟式野球大会(リーグ戦)の主催と、目的に沿う諸活動の推進。

第4条 (会員)

会員は、協会の目的と諸規則を認め、規定の会費を納める18歳以上の成人
によって構成する。

1, 会員は 各参加チームからの登録により入会できる。

2, 会員の退会も 同様(登録抹消)とする。

3, 手続きは、

入会 …………… 各チームは規定の入会申込書を事務局(長)に提出する。

退会 …………… 各チームから事務局(長)への登録抹消届けにより処置する。

(いずれも事務局長から会長経由の後、役員会で確認する。)

4, 二重加入について

* 協会参加チームの他組織との二重加盟は好ましくない。

* 会員の協会内チーム二重加入は認めない。

5, 除籍規定

協会に損害を与えたチーム・個人は、役員会で審議し除籍することができる。

第5条 (運営原則)

協会の運営は民主的に行い、決定は全員が守り実行する。

第6条（機関）

協会は第5条に基づき、次の機関を置く。

- * 総会
- * 代表者会
- * 役員会

第7条（総会）

協会の最高議決機関であり、年一回 会長が招集して開く。

- 1, 総会の参加定数は、役員会において決定する。
- 2, 総会は 定数の過半数出席により成立する。
- 3, 総会は次のことを審議し、決定する。
 - * 活動報告と方針
 - * 決算報告 及び 予算
 - * 会則 及び 会費改正
 - * 役員選出、その他
- 4, 総会における議決事項は、過半数をもって成立・決定とする。

第8条（代表者会）

協会の総会に次ぐ議決機関であり、年一回以上 会長が招集して開く。

- 1, 代表者会は 各チームの代表(1名)及び役員によって構成する。
- 2, 代表者会議の成立は、各チーム代表の過半数以上の出席を原則とする。
- 3, 代表者会議での議決方法は、過半数をもって 成立・決定とする。

第9条（役員会）

協会を代表する指導機関であり、会長招集により必要に応じて開く。

- 1, 協会の運営方針の提起と、総会及び代表者会決議の執行にあたる。
- 2, 協会役員は 次のとおりとする。
 - * 会長（1名）
 - * 副会長（若干名）
 - * 事務局長（1名）
 - * 事務局次長（若干名）
- 3, 役員会の成立は、全員参加を原則とする（但し、やむを得ない場合はこの限りでない）。
- 4, 役員会は 意思統一をはかりつつ、議決も全員一致が望まれる（但し、やむを得ない時は多数決原理も採用する）。
- 5, 役員は、すべての諸会議への審議参加が認められる。
- 6, 役員会は、拡大(事務局・役員会との合同)会議を開くことができる。

第10条（会長）

協会は 民主的運営を原則としつつも、一定の裁量権を会長に与える。

第11条（事務局）

協会の円滑なる運営のために、事務局を設ける。

- 1, 事務局は役員会が統轄し、事務局会議は必要に応じて開く。
- 2, 事務局は各チーム1名の連絡者と、事務局役員によって構成する。
- 3, 事務局は審判部を統轄し、試合運営、記録、連絡・文書発行など、全般的実務にあたる。
- 4, 細部は 事務局規定による。

第12条（事務局長）

事務局長は専従を可とし、会長承認の下、一定の裁量権を持つ。

第13条（顧問）

- 1, 協会の組織強化・発展のため、若干名の顧問を置く。
- 2, 顧問はすべての諸会議への参加が認められるが、議決権を持たない。
- 3, 顧問は 役員会が要請して選ぶこととする。

第14条（大会試合運営）

別に定める試合規定による。

第15条（財政）

- 1, 協会の財政は、諸会費及び寄付、事業収入等によってまかなう。
- 2, 諸会費は次のとおりとし、既納金はいかなる理由でも返金しない。
* 個人会費 * 入会費（登録料） * 大会参加費（試合料）
- 3, 諸会費の金額 及び上納時期は、別に定める規定による。

第16条（諸手当）

- 1, 当番者（審判員、記録員）には、手当を支給する。
- 2, 協会役員・事務局内役員には慰労金を支給する。
- 3, 専従者（事務局長）には、年間手当を支給する。
- 4, その他、必要と認められる寸志など。
- 5, 金額は 別に定める規定による。

第17条（会員の特典）

第2条の趣旨により会員は、協会を窓口として弁護士等による”よろず相談”が受けられる。

第18条（事業部）

協会内関連組織として、独立性を持った「CYK 事業部」を設置し、スポーツ情報誌の編集・出版、その他 協会の発展に寄与する活動を行う。

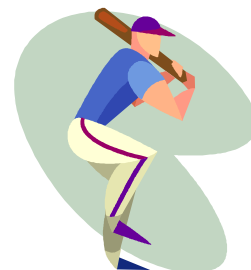
役員として、CYK事業部長 と CYK広報部長、各一名を置く。

第19条（保険と互助会）

- * 野球競技や練習中における会員の、部外者への対人・対物の事故発生に対応するため、スポーツ賠償責任保険に加入しておく。
- * 会員本人の傷害(怪我)は、部内互助会で対応する。

第20条（付則）

- 1, 協会は、会員・非会員を問わず、試合や練習のための往復中の交通事故、その他 保険の給付対象とならない事故、及び同保険の給付限度額以上の補償金などについて、一切責任を負わない。
- 2, 会則にない重要な問題が生じた場合は、原則として役員会で審議・決定し、代表者会議で承認を受ける。
但し、やむを得ない(緊急その他)場合は、会長(事務局長)裁定とする。
- 3, この会則(関係諸規定 含む)は、2022年3月1日～より実施する。
- 4, 会則履歴
 - ・ 1984年 12月 9日（協会創立総会）～
 - ・ 1995年 一部改正・実施 ～
 - ・ 2022年 3月 1日（改訂出版）～



事務局細則

会則第11条により、本規定を作成する。

- 1, 各チームは、加入登録者(選手)1名を事務局連絡員としなければならない。
- 2, 事務局は 審判部を編成し、統括する。
 - (イ) 審判員は 別登録しなければならない。
 - (ロ) 必要な時は 審判部会議を開く。
 - (ハ) 審判部規定は 別に定める。
- 3, 事務局会議は次の三つとし、必要に応じて開く。

* 事務局内役員会議 * 事務局連絡員会議 * 事務局審判員会議
- 4, 事務局内役員は 次のとおりとする。

・ 事務局長	・ 事務局次長
・ 審判部長	・ 審判副部長
- 5, 事務局役員会議には、会則 9条5により、協会役員(副会長以上)が参加して開くこととする。

審判部規定

事務局細則 2項(ロ)(ハ)により、本規定を作成する。

- 1, 審判員は協会の組織内編成とし、各チームは2名以上の審判員を別登録しなければならない。
- 2, 各チームの審判員は、自チームの試合の前後、いずれかで当番に当たること。
- 3, 協会は将来、審判部(審判員集団)による試合運営を目指すものとする。
- 4, 審判員は協会主催の審判講習を受講しなければならない。
- 5, 審判員のレベルアップのために、「野球規則・技術委員会」や審判指導員を置く。
- 6, 審判員は大会試合規定を、よく理解しておかななければならない。
- 7, 審判員は次の三原則を堅持しなければならない。

① 判定は「私情排除」 ② 判定は「大声コール」 ③ 判定は「正確敏速」
- 8, その他、具体的任務は大会試合規定等で述べる。

会 費 規 定

会則第15条2により、本規定を作成する。

- 1, 諸会費は次のとおりとする。
 - (イ) 個人会費 …………… 年間 2, 000 円 /1人
(注: 賠償保険料、部内互助会負担分含む)
 - (ロ) 入会費(登録料) …………… 年間 10, 000 円 /1チーム
 - (ハ) 大会参加費(試合料) …………… 年間 80, 000 円 /1チーム
- 2, 諸会費は原則として、大会前(2月まで)に 年間一括上納 (振込) とする。
- 3, 中途加入者(追加登録者)の個人会費は、加入時期にかかわらず、2, 000 円 (1人) とする。

賠 償 保 険 と 部 内 互 助 会 規 定

協会加入の賠償責任保険

注: 活動とは、試合や練習中のこと。

- 1, 活動中における会員(各選手)間の対人、対物を賠償するものではない。
- 2, 活動中に協会会員が部外者(リーグ外)への対人または対物事故を発生させ、協会がその賠償責任を負う場合の部外者への賠償金は以下の通りである。
身体 : ~ 3千万円 ~ 1億円 財物 : ~ 500万円
- 3, ベンチ内チーム関係者(観戦・応援者等)への対人事故は当保険適用外。

部内互助会

- 4, 活動中、会員が入院する傷害事故の発生は、見舞金 5, 000 円 を支給する。
- 5, 活動中、会員が死亡する傷害事故の発生は、弔慰金 10, 000 円 を支給する。
- 6, 以上、該当項目適用は、活動中の事故日からの客観事実の証明が前提となる。

諸 手 当 規 定

会則第16条により、本規定を作成する。

- 1, 諸手当は次のとおりとする。
 - (イ)主審:1試合1000円 (ロ)塁審:1試合500円 (ハ)記録員:1試合1000円
 - (ニ)役員:慰労金として年間5000円 (ホ)専従事務局長:総会決定(流動性あり)
- 2, その他、必要と認められるケースにあっては、謝金・寸志などの支払いがある。

- 12, プレー後 1時間30分を経過すればイニングに関係なく、審判員(球審)の状況判断により最終回宣告できる(また 大差がある場合は、それ以前でも可とする)。
- 13, 参加チームは試合開始30分前までに試合場に到着のこと。またユニホームは同一衣装(意匠)を厳守のこと。
- (イ) ユニフォームの一部(帽子など)を忘れるなどしたときは、登録番号を明示の上、審判員(球審)の許可をうけること。
 - (ロ) 別ユニフォーム(上・下 あるいは その何れかも含む)や、開始時刻に9名そろわないときは、相手チームの不戦勝として練習試合(審判員配置)を行う。
- 14, 背番号は 監督30、主将10、それ以外の選手は「0~99の数字」とし、監督が出場できないときは、当日の審判員(球審)に届け出ること。
- 15, 次の場合は試合放棄(棄権・没収)として、相手チームに 7 対 0 の勝ち星を与える。
- (イ) 試合前日までに事務局に事前連絡の棄権チーム。
 - (ロ) 試合当日の棄権連絡や無連絡棄権チーム(ペナルティー【罰金】制度適用)。
 - (ハ) 試合開始時刻までに球場に来なかったり、9名の選手が集まらないチーム。
 - (ニ) 「プレイ」を宣告しているのに、試合を拒否するチーム。
 - (ホ) 審判員の警告を無視して、故意に反則行為を繰り返すチーム。
 - (ヘ) 球審から選手退場を命じられたにもかかわらず、それに従わなかったチーム。
 - (ト) 本規定 19項(イ)、29項、30項、33項 に該当したチーム。
- 16, 小雨の場合でもグラウンド使用が可能な状態であれば試合を強行する。
- 試合チームは、事務局通信(WEB上)に「雨天中止の掲示なき場合」は出場のこと。
- 17, 雨天のため試合続行不可能と判断したときは、次の措置を採用する。
- (イ) 雨天コールドゲームの採用(~4回、または 50分) 個人記録は生きる
 - ☆ 主審は雨とグラウンドの状態を見て、イニング前に「雨天コールドの可能性あり」を両チームに伝えなければならない。
 - ☆ 主審は雨天コールドの採用に当たり、二者択一(イニング【4回】または 時間【50分】) の権限を有する。
 - ① イニング(4回)採用 のケース

両チームとも4回を完了するか、先攻チームが4回終わった得点より 後攻チームの3回までの得点が多いとき。また、後攻チームの勝ち越し状態で、5回表に先行チームの攻撃(逆転勝ち越し)で終了したときは、その得点は無効となる。但し4回裏に得点があれば、5回(表・裏)が最終回となる。

② 時間(50分)採用 のケース

4回に至らない場合でも、試合時間がプレー後50分を経過したときは、スコア上問題なき終了とする。

(ロ) 雨天ノーゲームの採用(雨天コールド不成立) 個人記録抹消

- ① 試合時間がプレー後50分に至らず、3回の攻守までしか終了していないとき。
- ② 試合時間がプレー後50分に至らず、先攻チームの勝ち越し状態で、4回表の攻撃中か終了時に中止した場合。

18. 17項(雨天現地判断)の措置については、当番者(主審または記録員)が現地状況を事務局に知らせ、その判断(指示)を求めること。

また 可能な限り事務局(長)は、先に現地対応をとること。

19. 試合中の負傷選手の再出場の可否は、三者(主審・負傷本人・チーム)で決定する。

- (イ) 攻守を問わず9人で、負傷選手の試合復帰が出来ない場合は、得点差に関係なく負傷者側チームの負け(没収試合)とする。但し、個人記録は生かすこと。また、臨時代走は試合復帰可能であれば、負傷選手から最も遠い打順の選手で認める。
- (ロ) 10人で、控え選手との交代後に負傷者が出た場合は、退いた選手の再出場を認める。

20. 試合途中で選手に急用ができ退場する場合も、上記規定(19項)に倣う処置をとる。

21. チームが試合を棄権しても、各当番(審判・記録)は責任を持って行うこと(「当番者のペナルティー【罰金】制度」あり)。

22. 試合に当たりチームは、所定のメンバー表2枚(記録・相手チーム用)を提出のこと。

23. 試合はスピーディーに行い、無駄な時間を省くこと(守れない者は審判員が注意)。

- (イ) プレー前の投手の練習投球数は、初回 7球 (交代 5球)、各回 3球とする。
- (ロ) 打者はバッターボックスに速やかに入り、打撃姿勢をとること。
- (ハ) 攻守交替は、駆け足で速やかに行うこと(但し、投手は歩いてよい)。
- (ニ) 内野手の送球練習はスピーディーに行うこと。

24. インプレイ中にベンチの監督や控えの選手などが、タイムを要求(叫ぶ)したり、プレイングフィールドに立ち入ってはならない。

25. 試合中、必要以外のタイムを要求しても認めない。タイムは以下の 3種類とする。

- ① 一瞬タイム(飛んだ帽子を拾う、靴紐を直すなどの「ちょっとしたタイム」)
- ② 交代タイム(代打・代走・野手・投手などの選手交代のタイム)
- ③ 作戦・打合せタイム(内野手が集まったり、伝令など守備側・攻撃側のタイム)

26, 25項のタイムの 回数と時間の制限 は以下のとおりとする。

(イ) ① ② のタイムに回数や時間制限はないが、いずれも 速やかに行う こと。
遅い場合は 球審が注意 しなければならない。

(ロ) ③ の作戦・打ち合わせタイムは、守備側・攻撃側とも 1試合3回(各30秒間)
までとする。長い場合は、球審が注意 しなければならない。

27, 審判員の規則に関する裁定の訂正アピールができる者は、監督・主将・当該プレーヤーの内、1名のみとする。

28, ストライク・ボール・アウト・セーフ・ハーフスイング・フェア・ファールなどの判定に対する異議は認めない(厳禁する)。

29, 相手プレーヤーや審判員に対するヤジや個人攻撃を厳禁する。守れない者は警告、退場させる場合がある(この処置により、没収試合となる可能性あり)。

30, 試合中、ルール上のトラブルが生じたときは、速やかに審判協議を行い裁定するので、その後の不服抗議は厳禁する。守れないときは チーム退場(没収試合) させる場合がある。

31, 現地審判員の裁定に疑義があるときは 試合終了後 に、チーム監督、当該の選手・審判員、それぞれが ルール疑問提出書 (トラブル報告書)を事務局審判部に提出して、「野球規則・審判技術委員会」での対応を求めることができる。

32, 試合中、打球が他のフィールドや通路に入り、人に当たるリスクがある場合は、”危ない”との集団コールをすること。とくに、外野飛球については「フェンス越え」があるので、それを追う選手と塁審が大きく叫ぶこと。

33, 試合出場は 登録済み選手(会員)に限る。但し、棄権を防ぐために、試合当日の追加登録を認める。追加登録なき「当日スケット」は、試合出場不可であり許されない。各チームは本項を厳守して行うこと。違反があれば、勝ち負けが入れ替わる(7-0、記録抹消となる)。

34, 各部「王座決定戦」に出場チームの試合日当日での追加登録選手は認めない(リーグ戦期間中に済ませておくこと)。

35, 各部「王座決定戦」のイニングは7回、時間は無制限とするが試合はスピーディーに行う。また、4回以降で7点差以上 あれば、無条件に コールドゲーム処置 とする。
7回まで同点の場合は、1回延長のタイブレイク制 (無死満塁、継続打順、打者前3

走者)で決着をつける。

- 36, 上記35項で勝敗の決着なき場合は、好ましくないが「選手9名による”ジャンケン”」で決することとし、再試合は行わない。
 - 37, 試合後のグラウンド整備は、両チームが協力して、ベンチ前も含め 完全に行うこと。特にバッターボックスやピッチャーマウンド(プレート版)は入念に行い、必要であれば水をかけること。
 - 38, ベンチ内(周辺)を タバコの吸殻や空缶、ペットボトルなどで汚す(ゴミを放置する)ことを厳禁する。
 - 39, サタデーリーグ、障害者野球の運営(活動)・取り決めは、別立てとする。
 - 40, ベンチ入りは参加チームメンバー(会員)に限る。もし 部外者が入って事故あるとき、協会(当リーグ)は責任を持たない。
- リーグ参加に当たり、すべてのチームは 加盟誓約書を提出しなければならない。

——— 以上

- ・ 1984年 12月 9日 (協会創立総会) ~
- ・ 1995年 一部改正・実施 ~
- ・ 2022年 3月 1日 (改訂出版) ~

